

長生郡市広域市町村圏組合消防団  
第六支団組織再編基本計画

千葉県長生村

令和6年4月

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 背景と趣旨・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 計画の位置づけ・・・・・・・・ 3
- 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 現況と課題

- 第1節 消防団の沿革・・・・・・・・・・ 4
- 第2節 消防団の組織及び出動区域・・ 5
- 第3節 消防団員数・・・・・・・・・・ 6
- 第4節 消防団施設・・・・・・・・・・ 7
- 第5節 消防団組織の課題・・・・・・・・ 8

### 第3章 組織再編

- 第1節 基本方針・・・・・・・・・・ 9
- 第2節 再編案・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 再編区割図・・・・・・・・・・ 11
- 第4節 再編スケジュール・・・・・・・・ 12
- 第5節 消防団施設等の整備・・・・・・・・ 13
- 第6節 その他の対策・・・・・・・・・・ 14

### 第4章 資料

- 第1節 計画策定経過・・・・・・・・・・ 16
- 第2節 団員アンケート結果・・・・・・・・ 17

## 第1章 総則

### 第1節 背景と趣旨

加速度的に進む人口減少・少子高齢化を受けて、旧来の地域コミュニティが衰退する中、国内外の人口流動が進み、人々の働き方、ライフスタイル及び価値観が多様化しています。

本村においても、村の人口は2008年にピークを迎えた15,000人から2023年には13,500人にまで減少を続けており、村の人口ビジョンでは、2040年には10,000人を下回り、2060年には6,000人にまで減少する予測となっています。



第2版長生村人口ビジョン(令和2年3月)より

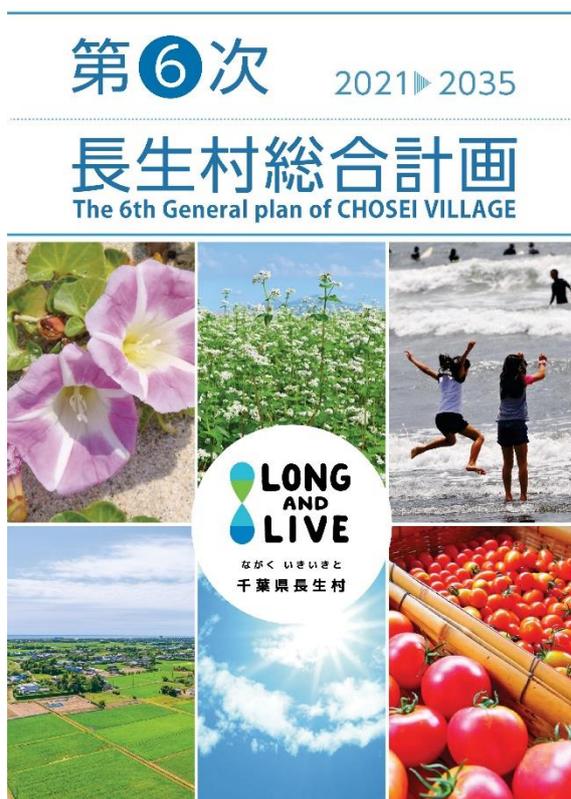
このような時代において、大規模災害等の緊急時に対応できる団員を確保し、地域の安全を守る持続可能な消防団を実現するため、長生郡市広域市町村圏組合消防団第六支団(長生村)では、団員の処遇改善及び団の組織再編について、令和4年度から検討を重ね、協議を進めてきました。

将来にわたって持続可能な消防団を実現するには、人口減少に合わせた組織の見直しを図るだけでなく、人々の働き方、ライフスタイル及び価値観の多様化に合わせた運営の見直しを同時に進める必要があります。具体的には、出動基準や報酬手当といった処遇の改善を行うとともに、出初式・芝焼き・操法訓練・歳末警戒等の各種消防事業についても、儀礼的な活動を縮小し、より効果的な手法を検討する等、これまでどおりが当たり前ではなく、団員の負担軽減と機能強化につながる見直しを進めることが求められます。

本計画は、地域防災の要である消防団のこれまでの役割を継承しつつ、より団員の活動しやすい体制づくりを進めるため、現場で活動する団員の意見を踏まえて策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、第6次長生村総合計画-前期基本計画-基本目標4「豊かな自然に囲まれ、魅力にあふれた住みたくなる村」政策4「防災・消防」に掲げる施策2「消防救急体制の充実」を実現させるための計画とします。



## 第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3年間の計画とします。なお、計画の進捗に合わせて随時見直しを行うものとします。

## 第2章 現況と課題

### 第1節 消防団の沿革

昭和23年3月 消防組織法に基づき八積村、高根村、一松村の各消防団結成

昭和28年11月 3村合併により長生村消防団結成  
3支団21分団制を敷き、結成時の団員は総数960名

昭和29年4月 船頭給（第3支団第1分団）が脱団  
一宮町へ編入され、団員総数は702名となる

昭和29年11月 組織改編により支団制を廃止し、分団制を敷く

昭和30年4月 宮原（第8分団）、一松新地（第18分団）が脱団  
一宮町へ編入され、団員総数は648名となる

昭和38年4月 組織改編により分団制を廃止し、部制を敷く

昭和46年4月 長生郡市広域市町村圏組合が組織される  
8市町村（茂原市、本納町、一宮町、睦沢村、白子町、長柄町、長南町、長生村）を管轄とする広域の常備消防が発足

昭和47年5月 広域組合から本納町が離脱（茂原市と合併のため）  
7市町村による組合運営となる（管轄区域は変更なし）

昭和49年4月 長生郡市広域市町村圏組合消防団結成  
各市町村で担っていた非常備消防（消防団）を広域合併  
広域で分団制を敷き（全9分団）、本村は第六分団となる  
部制は廃止となり、班制を敷く

昭和58年4月 睦沢村が町制を施行し、睦沢町となる  
広域組合は1市5町1村の運営となる

昭和62年4月 広域で支団制を敷き（全9支団）、本村は第六支団となる  
第六支団として3分団15部制を敷く（→現在に至る）

## 第2節 消防団の組織及び出動区域

長生郡市広域市町村圏組合消防団組織

出動区域

団本部	団長	第一支団	茂原市南部
	副団長	第二支団	茂原市中部
	団本部長	第三支団	茂原市北部（旧本納町）
	団副本部長	第四支団	一宮町
		第五支団	睦沢町
		第六支団	長生村……委細下記
		第七支団	白子町
		第八支団	長柄町
		第九支団	長南町
第六支団	支団長	第1分団（八積地区）	
	副支団長	分団長	
	支団本部長	副分団長	
	支団副本部長	第1部…	金田
		第2部…	七井土
		第3部…	藪塚、水口、北水口、金谷台、長生団地
		第4部…	岩沼
		第5部…	信友
		第2分団（高根地区）	
		分団長	
		副分団長	
		第1部…	大村、下村、新地
		第2部…	高崎、南部、上の原
		第3部…	市ヶ谷、曾根、新田
		第4部…	高根新屋敷、中之郷、小橋
		第5部…	小泉北部、小泉南部、高谷原、原
		第3分団（一松地区）	
		分団長	
		副分団長	
		第1部…	獺台、向原、高塚、竜宮台、南中瀬、北中瀬
		第2部…	宮ノ台、昭和
		第3部…	大根、城之内、大坪東部
		第4部…	大坪西部、一松新屋敷、蟹道
		第5部…	驚、入山津

### 第3節 消防団員数

所属		定数(人)	実数(人)	充足率(%)	平均年齢(年)	平均年数(年)
支団本部		10	10	100.0		
第1分団	第1部	10	10	100.0	32.9	7.1
	第2部	10	10	100.0	44.1	18.7
	第3部	10	12	100.0	40.1	11.4
	第4部	10	8	80.0	40.0	12.7
	第5部	10	9	90.0	50.7	17.8
第2分団	第1部	10	10	100.0	39.7	11.6
	第2部	10	9	90.0	40.7	14.6
	第3部	10	7	70.0	39.8	11.5
	第4部	10	8	90.0	40.0	9.0
	第5部	10	8	80.0	37.7	11.4
第3分団	第1部	10	8	80.0	43.3	17.0
	第2部	10	9	90.0	41.3	10.3
	第3部	10	5	50.0	33.0	9.1
	第4部	10	8	80.0	47.0	22.1
	第5部	19	11	57.9	38.2	13.8
支団計		169	142	84.6	41.0	13.1

※令和6年4月時点

## 第4節 消防団施設

### [車両及び機庫]

分団・部	車両種別	経過年数	機庫形状	経過年数	所在地	
第1分団	第1部	積載車	10年	鉄骨造平屋建	21年	長生村金田 2032-1
	第2部	積載車	6年	木造2階建	30年	長生村七井土 1878-2
	第3部	積載車	14年	鉄骨造2階建	24年	長生村水口 1382
	第4部	積載車	8年	鉄骨造2階建	27年	長生村岩沼 2354-1
	第5部	積載車	22年	鉄骨造2階建	22年	長生村信友 1630-3
第2分団	第1部	積載車	22年	木造2階建	29年	長生村宮成 2649-1
	第2部	積載車	12年	鉄骨造2階建	20年	長生村本郷 6642-2
	第3部	積載車	11年	木造2階建	30年	長生村宮成 3419
	第4部	積載車	20年	木造平屋建	28年	長生村中之郷 1428-2
	第5部	積載車	0年	鉄骨造2階建	19年	長生村小泉 1335-1
第3分団	第1部	積載車	23年	鉄骨造2階建	23年	長生村一松丙 2525-1
	第2部	積載車	13年	鉄骨造2階建	9年	長生村一松 161
	第3部	積載車	21年	鉄骨造2階建	25年	長生村一松丁 3623-3
	第4部	積載車	1年	鉄骨造2階建	26年	長生村一松 1933
	第5部	積載車	11年	木造2階建	28年	長生村驚 311

※令和6年4月時点

## 第5節 消防団組織の課題

### 1 消防団員の確保

加速度的に進む人口減少・少子高齢化により、団員の確保は非常に困難な状況にあります。団員の充足率は年々低下し、既存団員の高齢化及び在職期間の長期化も憂慮すべき状況にあります。

また、人々の働き方やライフスタイルの多様化を受け、災害出動や各種消防事業に従事できない団員も増加しており、団員の活動しやすい環境整備が課題となります。

### 2 消防団施設の老朽化

機庫や車両等の消防団施設は、厳しい財政状況を背景として更新が困難となっており、その使用年数の長期化、耐用年数の超過事案が顕著となっています。

施設等の老朽化は、それを維持管理する団員の負担増加となる上、地域防災力の低下につながることから、適切な配置と整備計画の検討が課題となります。

### 3 社会環境の変化

旧来の地域コミュニティが衰退する中、国内外の人口流動が進み、人々の価値観も多様化が進んでいます。自治会加入率は年々低下し、村内の半数以上の世帯が加入していない状況です。

こうした環境の変化に伴い、これまで実施してきた消防事業の見直しが求められています。令和5年5月に実施した全団員アンケートにおいては、各種消防事業の内、特に儀礼的な要素が顕著な事業（出初式、操法）や、拘束時間等の比重が高い事業（芝焼、歳末警戒）への負担を感じる意見が多く提出されており、この度の組織再編にあたっては、既存団員の負担が増えないこと、負担がさらに軽減されることを望む声が7割を超えています。

今後の人口減少等の環境の変化を踏まえても、これまでの消防事業のあり方を見直すことは避けられないと考えられる中、地域防災力を維持しつつ、必要な事業を適切に実施していくための方策が課題となります。

## 第3章 組織再編

### 第1節 基本方針

これまでの地域特性を継承しつつ組織全体のスリム化を図るとともに、一個部あたりの対応力の強化を図るため、次の方針を掲げます。

(1) 八積、高根、一松の各地区分団は維持する。(3分団制を維持)

(2) 各分団内の部数は2部とする。(現在5部→2部へ統合)

(3) 1部あたりの人員は15人とする。(現在10人→15人へ増員)

以上により、第六支団全体としては次のようになります。

現在・・・3分団、15部、159人

再編後・・・3分団、6部、90人

なお、再編後の人員は、あくまで人口減少を見据えた将来的な確保目標であり、本計画に基づく再編後に、現在の人員を削減するものではありません。

### 第2節 再編案

再編については次のとおり行います。

#### 1 第1分団（八積地区）

##### ①第1部（金田、七井土、金谷台）

旧第1部、第2部及び第3部の金谷台地区を統合します。

##### ②第2部（藪塚、水口、北水口、長生団地、岩沼、信友）

金谷台地区を除く旧第3部、第4部及び第5部を統合します。

#### 2 第2分団（高根地区）

##### ①第1部（大村、下村、新地、南部、市ヶ谷、曾根、新田）

旧第1部、第2部の南部地区及び第3部を統合します。

##### ②第2部（高崎、上の原、高根新屋敷、中之郷、小橋、小泉南部、小泉北部、高谷原、原）

南部地区を除く旧第2部、第4部及び第5部を統合します。

#### 3 第3分団（一松地区）

##### ①第1部（瀬台、向原、高塚、竜宮台、南中瀬、北中瀬、宮ノ台、昭和、大根）

旧第1部、第2部及び第3部の大根地区を統合します。

##### ②第2部（城之内、大坪東部、大坪西部、一松新屋敷、蟹道、驚、入山津）

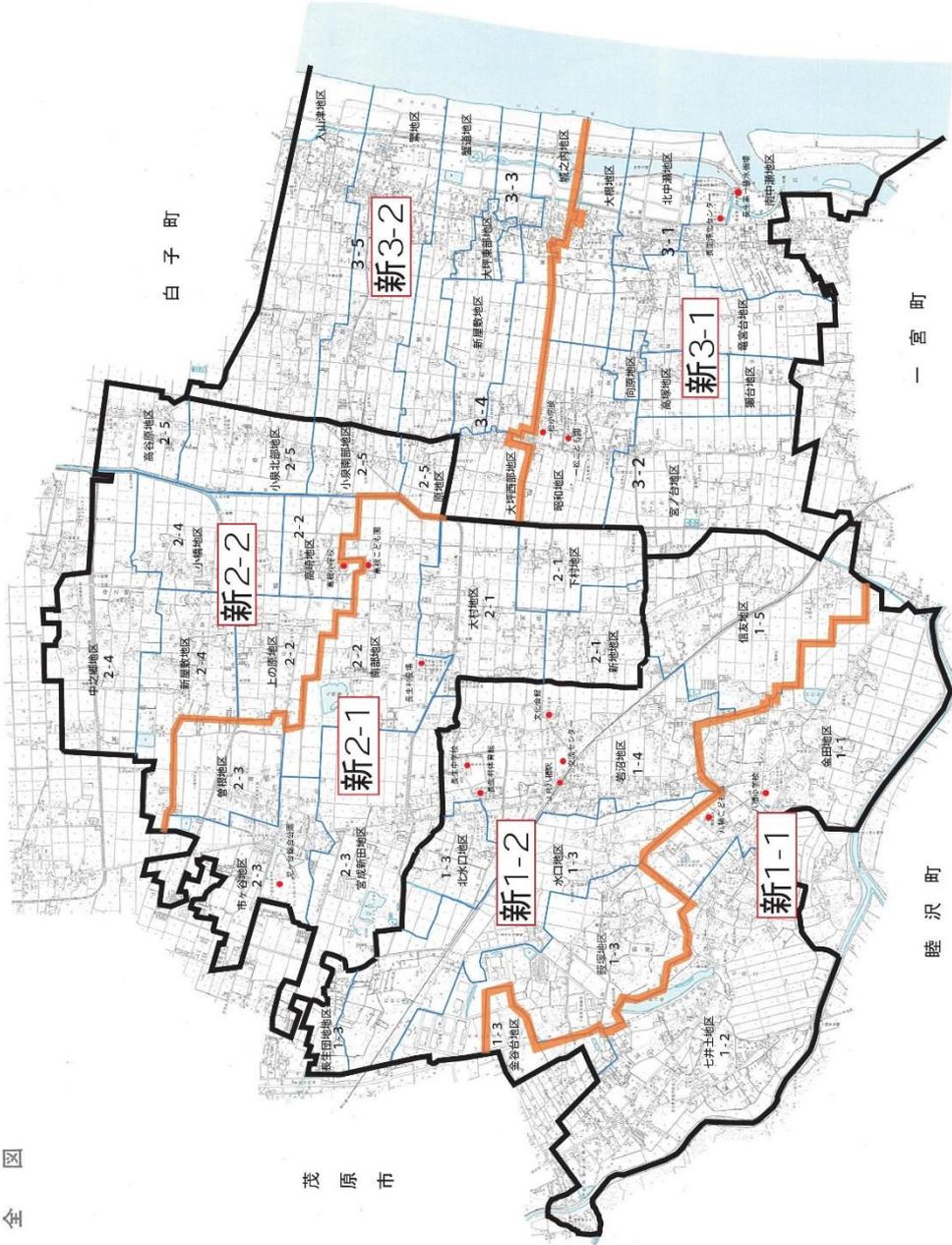
大根地区を除く旧第3部、第4部及び第5部を統合します。

参考【再編案に基づく管轄区域の詳細】

分団名	個部	管轄区域	人口	世帯数	面積(k㎡)
第1分団	第1部	金田、七井土、金谷台	2,534	1,176	3.99
	第2部	藪塚、水口、北水口、長生団地、岩沼、信友	3,065	1,314	5.94
第2分団	第1部	大村、下村、新地、南部、市ヶ谷、曾根、新田	2,708	1,159	4.73
	第2部	高崎、上の原、新屋敷、中之郷、小橋、小泉南部、小泉北部、高谷原、原	1,789	745	4.26
第3分団	第1部	瀬台、向原、高塚、竜宮台、南中瀬、北中瀬、宮ノ台、昭和、大根	1,384	605	4.85
	第2部	城之内、大坪東部、大坪西部、一松新屋敷、蟹道、鷺、入山津	1,900	883	4.55

第3節 再編区割図

再編後の各部管轄区域は次のとおりとなります。  
(次ページに図面掲載)



六支团再編区割図

#### 第4節 再編スケジュール

統合・再編は次の段階に沿って進めます。再編にあたっては団員及び地域住民の理解が必要であり、納得の上で合意に至るよう配慮する必要があります。

##### 令和4年度

- ・支団本部による検討開始

##### 令和5年度

- ・団員アンケートの実施
- ・再編基本方針の決定
- ・再編基本計画の策定

##### 令和6年度

- ・自治会等への説明会実施
- ・団員処遇等の各種調整
- ・統合予定部間打合せ

##### 令和7年度

- ・条例改正手続き
- ・周知移行期間

##### 令和8年度～

- ・新体制移行
- ・施設の老朽化対策、更新整備等
- ・予算措置

## 第5節 消防団施設等の整備

### 1 消防団機庫

現在設置している消防団機庫は老朽化が進んでいるため、これらの状況を勘案しながら計画的に整備を進めていきます。長期的展望(将来の形)としては、特別な場合を除き、消防機庫は各分団に2箇所とします。

### 2 消防団車両

消防団の車両は、計画的な更新と適正な管理を進めていきます。組織再編の基本方針に基づき、機庫等の統廃合と連動して配備を行います。長期的展望(将来の形)としては、特別な場合を除き、消防車両は各分団2台を基準とした集約化を図ります。

[車両見直しに係る基本方針]

村内全域における消防力や団員の負担を均一化するため、分団定員の減少に伴う車両の見直しについては、以下の方針で再編を検討します。

- ①消防車両を2台以上保有する部については、車両が1台になるまで優先的に見直しを検討します。
- ②消防車両の種別については、管轄区域の特性、分団内や隣接する部の配備状況、所属する団員の意見等を考慮して見直すものとします。

### 3 装備品の拡充

平成26年2月に「消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)」が一部改正され、消防団員の安全確保のための装備や双方向の情報伝達が可能な情報通信機器、救助活動用資機材等の配備が新たに位置づけられました。

新たな基準に基づいて、地域の実情や消防団員の要望等を踏まえながら、計画的な拡充を図っていきます。

## 第6節 その他の対策

### 1 出動基準の見直し

火災発生時の初動対応は被害の軽減やその後の応急対策に大きな影響を及ぼすため重要になります。しかしながら、誤報や小火等による空振りも頻発していることから、団員負担との関係上も非常に難しい判断が求められます。

組織再編に伴って各部の管轄区域が拡大することを踏まえ、団員負担がこれ以上増えないよう体制の在り方を検討し、初動体制（第1出動）や被害拡大が予想される場合の増援（第2出動）等について、その基準を明確にするとともに、風水害や地震など大規模な災害等においては、隣接する分団が協力連携できる体制を確立します。

### 2 支団本部機能の強化

支団本部は、支団長、副支団長、支団本部長及び支団副本部長で構成されており、支団長等は、支団の事務を総括し、団員を指揮監督する役割等を担っています。複数の分団において連携した円滑な消防団活動を行うために、支団本部の権限や責任等を明確にしながら、機能の強化を進めていきます。

### 3 分団機能の強化

分団は、活動隊の基本となる分団とそれらを指揮監督する分団長や副分団長で構成されています。災害対応や教育訓練、地域連携、各種事業などを主体的に実施しています。分団における教育訓練の指導者を育成するとともに、消防車両の運転、整備等は全ての団員が従事できるよう体制を構築していきます。

### 4 機能別消防団員の導入

本計画においては、平日日中の火災に対応する機能別団員及び大規模災害時に対応するため、企業などを対象とした機能別団員の確保に努めます。

[機能別団員とは…]

恒常的な活動をする「基本団員」とは違い、入団資格や活動内容を限定し、特定の活動や役割にのみに参加する団員をいいます。現在、長生郡市広域市町村圏組合消防本部において導入の検討が進められており、今後各支団に配備される予定です。

## 5 女性消防団員の確保

全国的には女性消防団員は増加傾向にありますが、本支団には未だ女性団員が誕生していません。

災害時には、男性のみでは支援の難しい事案が発生することも多く、女性団員の入団が望まれるところです。女性団員の導入を図り、災害時における救援復旧活動のみならず、平時からの火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導などを促進し、地域防災力の向上を図ります。

## 6 常備消防との連携

住民の安全・安心を確保するため、消防機関全体への期待はより高まっています。こうした状況を踏まえ、消防団の持つ動員力、地域密着性や即時対応力を活かして、地域防災力の柱となる常備消防との連携を更に強化します。

## 7 各種消防事業の見直し

団員アンケートにおいても、各種消防事業が団員の負担となっていることが明らかとなっています。人口減少・少子高齢化、旧来の地域コミュニティの衰退、国内外の人口流動の進展、人々の働き方やライフスタイル及び価値観の多様化といった環境の変化が加速度的に進んでおり、団員の意識や姿勢にもその影響が顕著に表れていると考えられます。

こうした状況下にあって、地域防災力の維持に不可欠となる消防団員を確保するには、これまでの取組をゼロベースで見直す必要があります。出初式、芝焼、操法、歳末警戒といった各種消防事業についても、その効果と必要性を検証し、団員の負担軽減を基本とした、より活動しやすい体制づくりを進めるとともに、地域防災力の維持向上につながる効果的な取組を推進します。

## 第4章 資料

### 第1節 計画策定経過

令和4年4月	第六支団役員会議①
令和4年8月	第六支団役員会議②
令和4年12月	第六支団役員会議③……………組織再編を進めることを決定
令和4年12月	第六支団部長会議……………再編の検討について説明
令和5年3月	第六支団役員会議④
令和5年4月	第六支団役員会議⑤
令和5年4月	第六支団部長会議……………団員アンケートを案内
令和5年5月	団員アンケート実施……………全団員対象、～6月まで
令和5年6月	第六支団役員会議⑥
令和5年8月	第六支団役員会議⑦……………団員アンケート結果とりまとめ
令和5年9月	第六支団役員会議⑧
令和5年10月	第六支団役員会議⑨
令和5年11月	第六支団役員会議⑩
令和5年12月	第六支団役員会議⑪……………再編基本方針を決定
令和5年12月	第六支団部長会議……………再編基本方針について説明
令和6年2月	第六支団役員視察研修……………埼玉県上里町消防団と意見交換
令和6年3月	第六支団役員会議⑫……………再編基本計画素案を作成
令和6年4月	第六支団役員会議⑬……………再編基本計画を決定

## 第2節 団員アンケート結果

実施期間 令和5年5月29日～6月30日

調査目的 消防団員の待遇改善・支団の再編について、現場の声を集積し、検討の資料として用いるため

調査対象 部長以下全団員 144名

調査方法 Web上にアンケートフォームを開設

- ・実施する旨の通知、アクセス用URL・QRコードを全団員に郵送（同内容を部長宛てにメールで送付）
- ・紙での回答希望者には後日送付する旨通知していたが希望者無し

全回答数 91（回答率63.2%）

※分団ごとの回答数

1分団：37（1部：9 2部：10 3部：12 4部：1 5部：5）

2分団：33（1部：5 2部：9 3部：7 4部：7 5部：5）

3分団：21（1部：6 2部：4 3部：3 4部：4 5部：4）

## 1. 団員の処遇改善関連

### Q1

所属している部の活動頻度について教えてください（操法訓練を除く）

90 件の回答



月に1回以上：61

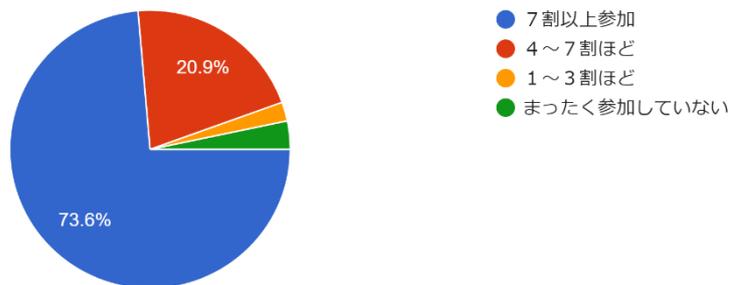
年に数回程度：26

全体行事以外では活動していない：3

### Q2

消防団活動のご自身の参加頻度について教えてください

91 件の回答



7割以上：67

4～7割：19

1～3割：2

まったく参加していない：3

Q3

消防・防災活動として操法・秋季訓練・歳末警戒・出初式・芝焼き以外の活動を行っていますか？行っている場合は記載してください（複数回答可）

回答あり：85

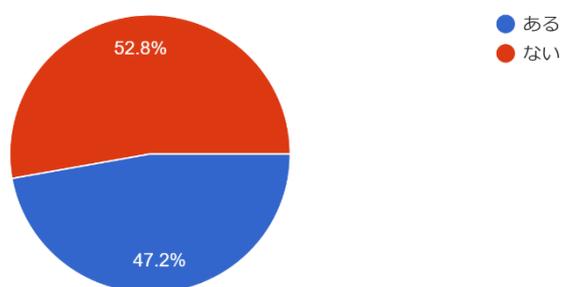
回答なし：6

項目	件数	割合(%)
ポンプ試運転	73	85.9
防火水槽等水利の点検・清掃	55	64.7
団員勧誘	27	31.8
草刈り・保全会活動	12	14.1
器具・車両の点検、整備	10	11.8
その他	5	5.9

Q4

消防・防災以外の活動（行事）に消防団員が出席することがありますか？

89件の回答



ある：42

ない：47

Q5

地元自治会との付き合い・交流の深度について教えてください（複数回答可）

※会合に参加している、自治会を通して依頼していることがあるなど

回答あり：56

回答なし：35

項目	件数	割合(%)
会合への参加	16	28.6
芝焼きへの参加	14	25.0
後援の依頼	10	17.9
催事への参加・手伝い	8	14.3
草刈り、水路清掃等の協力	7	8.9
その他	8	14.3

Q6

消防団の活動費について団員報酬以外に工面している場合、可能であれば記載してください

（複数回答可）

回答あり：35

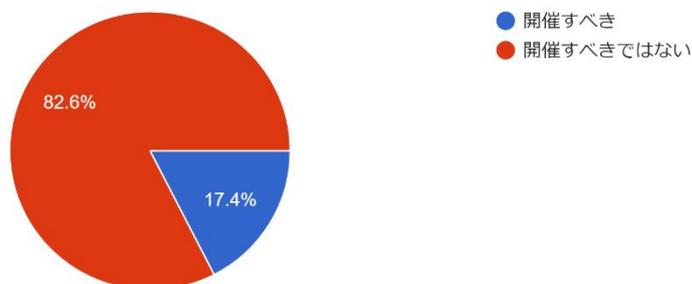
回答なし：48

項目	件数	割合(%)
自治会から協力金	23	65.7
後援会から協力金	9	25.7
団員から直接徴収	2	5.7
その他	3	8.6

Q7

今後の支団操法大会（村大会）について

86 件の回答



開催すべき : 15

開催すべきではない : 71

Q8

前問（支団操法大会の開催）について、そのようにお答えした理由をお聞かせください

（複数回答可）

**開催すべき** : 10

項目	件数	割合 (%)
器具の習熟、技術の維持のため	5	50.0
実災害出動時の対応力強化のため	4	40.0
開催しない根拠がない（他市町は実施している）	2	20.0
団員の士気を維持するため	1	10.0

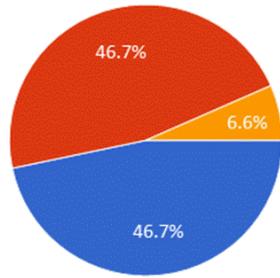
**開催すべきではない** : 71

項目	件数	割合 (%)
負担が大きい、日常生活に差し支える	32	45.1
実践的では無い、必要性が無い、意味が無い	27	38.0
団員の高齢化	17	23.9
参加できる団員の不足、人が揃わない	12	16.9
新入団員の確保に差し支える	9	12.7
ケガの危険性	8	11.3

Q9

支団操法大会の規模について ※「開催すべき」と回答した方のみご回答ください

15件の回答



- 従来通りの規模で開催する
- 規模を縮小して開催する（来賓を呼ばない、選手以外の団員を極力呼ばないなど）
- 操法は実践的なものに簡素化し、大会は広く地域の方や子どもたちにもてもらい消防活動の啓蒙普及の場とする

従来通り：7

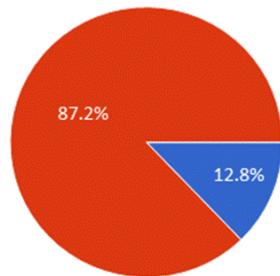
規模を縮小：7

その他：1

Q10

支部大会（郡大会）の出場部について

86件の回答



- 従来通り持ち回りの部と支団大会上位の部を選出する
- 完全に持ち回りに変更する

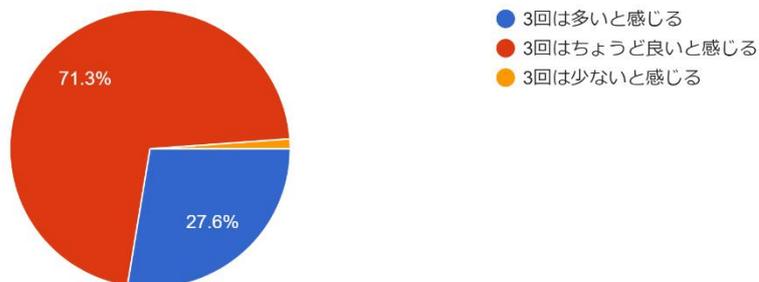
従来通り持ち回り 1部と上位 1部：11

持ち回りのみ 2部：75

Q11

令和5年度の操法訓練（分署）について

87件の回答



多いと感じる：24

ちょうど良い：62

少ない：1

Q12

操法大会全般における課題についてお聞かせください（複数回答可）

回答あり：57

回答なし：34

項目	件数	割合 (%)
訓練期間、操法練習に問題がある	14	24.6
高齢化などによる人手不足	14	24.6
競技の内容に問題がある	11	19.3
そもそも廃止すべき	11	19.3
儀礼的内容への不満	8	14.0
実戦的な訓練への転換要望・提案	8	14.0
大会方式であることに問題がある	7	12.3
存在意義が不明瞭	5	8.8
マニュアルがない、教え方にばらつきがある	3	5.3
支団又は役場から具体的な方針が示されていない	2	3.5
廃止論がでている（伝統が途絶える）	1	1.8
コロナ禍明けで技術が失われている	1	1.8

## 2. 支団の再編関連

Q13

分団内で部を統合することについてご意見ををお願いします

88 件の回答



統合と併せて、負担が軽減されることを望む：48

統合と併せて、負担が増えることがないことを望む：14

現状をできる限り維持すべき：22

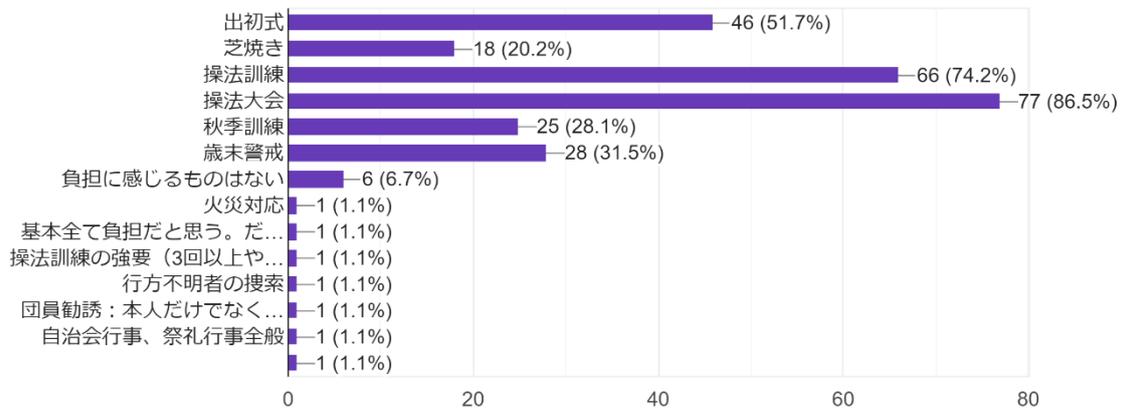
その他：4

Q14

前問に関連して、現在の消防団活動において負担に感じていることについて教えてください

(複数回答可)

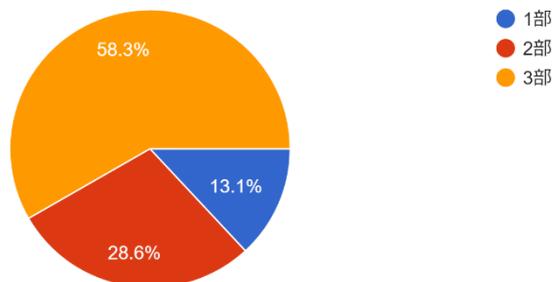
89 件の回答



Q15

部の統合が行われた場合、分団ごとの部数について、どの程度が適正と思われますか？

84件の回答



1部：11

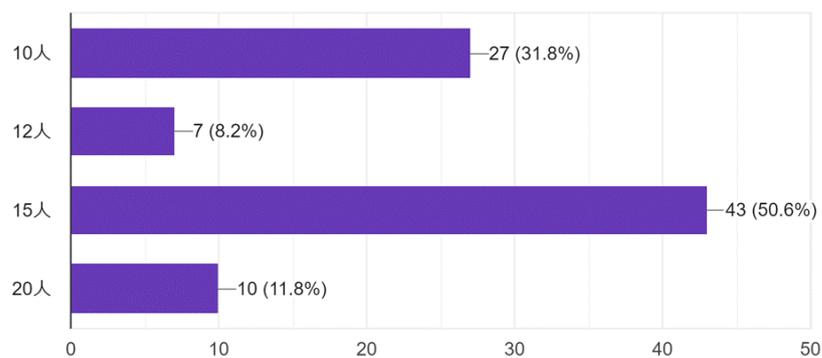
2部：24

3部：49

Q16

部の統合が行われた場合、部ごとの人数について、どの程度が適正と思われますか？

87件の回答



Q17

部の統合を行う場合、どのようなことが課題として考えられるか教えてください

(複数回答可)

回答あり：63

回答なし：28

項目	件数	割合(%)
地元自治会との関係の変化	17	27.0
担当範囲が広がる	14	22.2
統合した部同士のすり合わせ、意識の違い	12	19.0
消防車、機庫の配備・調整	11	17.5
支団全体の人員・消防車数が減少する	7	11.1
地元自治会の行事（芝焼き、祭礼など）	6	9.5
役割・仕事が増える	6	9.5
新入団員確保が難しくなる、退団が遅くなる	5	7.9
地元自治会からの補助金関連	5	7.9
活動資金関連	4	6.3
統合に伴い退団する団員の決定・調整	4	6.3
統率力の低下	4	6.3
その他	3	4.8

### 3. 消防団全般

Q18

現在の消防団全般について課題に思っていることがあれば記載してください（複数回答可）

回答あり：54

回答なし：37

項目	件数	割合 (%)
新入団員の確保が難しい	33	61.1
団員の高齢化	9	16.7
辞められない	8	14.8
待遇の改善が必要	8	14.8
現代の生活様式に合っていない	8	14.8
役場の助力が必要	6	11.1
加入のメリットが少ない、報酬が低い	5	9.3
操法大会・操法訓練の負担が重い	5	9.3
消防団のイメージが悪く勧誘に支障が出ている	5	9.3
活動率の低い団員がいる	4	7.4
実災害時出動できない団員がいる（役場職員等）	4	7.4
存在意義に疑義が生じている	3	5.6
活動費の工面が難しい	2	3.7
実働対応の訓練の不足	2	3.7
その他	4	7.4

改訂等履歴

令和 6 年 4 月 策定

令和 7 年 3 月 改訂

\*\*\*\*\*  
長生郡市広域市町村圏組合消防団  
第六支団組織再編基本計画  
\*\*\*\*\*

[発行]

長生郡市広域市町村圏組合消防団第六支団  
(令和 6 年 4 月)

[編集]

事務局 長生村役場総務課消防防災係  
所 在 千葉県長生郡長生村本郷 1 番地 7 7  
電 話 0 4 7 5 - 3 2 - 2 1 1 1